

# FITWeb ヒカリ契約約款

## 北電情報システムサービス株式会社

### 第 1 章 総 則

#### 第 1 条(約款の適用)

北電情報システムサービス株式会社(以下「当社」といいます。)は、この FITWeb ヒカリ契約約款(以下「約款」といいます。)に従い、FITWeb ヒカリを提供します。本約款において、東日本電信電話株式会社(以下「NTT 東日本」といいます。)、西日本電信電話株式会社(以下「NTT 西日本」といいます。)、また NTT 東日本、NTT 西日本を総称して NTT とします。

2. 契約者は、本約款の他、「FITWeb インターネットサービス契約約款」を遵守しなければならないものとします。「FITWeb インターネットサービス契約約款」中「FITWeb 接続サービス」及び「本サービス」とあるのは「FITWeb ヒカリ」と、読み替えるものとします。本約款の内容が「FITWeb インターネットサービス契約約款」と異なっている場合は、本約款を優先するものとします。

3. FITWeb ヒカリは、NTT が提供するフレッツ光等の回線の卸提供を受け、光回線とインターネットサービスプロバイダ(FITWeb)をセットで、当社が契約者に提供するサービスです。

#### 第 2 条(約款の変更)

当社は、契約者の承諾を得ることなく、この約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。

2. 約款を変更するとき、当社は、当該変更により影響を受けることとなる契約者に対し、事前にその内容について通知します。

#### 第 3 条(用語の定義)

この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
利用契約	FITWeb ヒカリの提供を受けるための契約
契約者	当社と利用契約を締結している者
契約者端末	FITWeb ヒカリの提供を受けるため、契約者にて保有・用意するパソコン等の機器
サービス用設備	FITWeb ヒカリを提供するために当社に設置した、当社の通信設備及び電子計算機等(電子計算機の本体、入出力装置、その他の機器及びソフトウェアをいいます)
サービス用通信回線	FITWeb ヒカリを提供するため、サービス用設備と他のインターネット事業者との間及びサービス用設備相互を接続する電気通信事業者の電気通信回線
光回線	契約者端末をサービス用設備に接続するために、当社が提供する光回線(FTTH)
回線終端装置	FTTH の終端に接続する装置
ユーザID	FITWeb ヒカリを利用する契約者に当社が付与する情報

	(契約者番号、電子メールアドレス等)
お客さまID	FITWeb ヒカリを契約した際に当社から通知する「CAF」から始まる英数 13 桁の番号

#### 第 4 条(サービスの提供区域)

FITWeb ヒカリは、NTT のフレッツ光が提供されるエリアで利用できます。

### 第 2 章 FITWeb ヒカリの内容

#### 第 5 条(サービスの種類及び内容)

FITWeb ヒカリの種類と内容は、別表 1 に規定するとおりとします。

2. FITWeb ヒカリ電話については、別表 2 に規定するとおりとします。

### 第 3 章 利用契約の締結等

#### 第 6 条(最低利用期間)

FITWeb ヒカリの利用に関する契約の最低利用期間は、1 年とし、起算日は、課金開始日とします。

FITWeb ヒカリ(オプション)固定 IP アドレスの利用に関する契約の最低利用期間は、2 年とし、起算日は、課金開始日とします。

#### 第 7 条(利用申込)

FITWeb ヒカリの利用契約の申込は、サービスの内容を特定するために必要な事項を記入した当社所定の申込書を当社に提出、または当社ホームページより申し込みにより行います。

#### 第 8 条(利用契約の成立)

利用契約は、第 7 条(利用申込)の申込に対し当社が当社所定の利用開始通知を発行することにより承諾し成立するものとします。ただし、次のいずれかに該当する場合には、利用申込を承諾しないか、あるいは承諾後であっても承諾の取消を行うことがあります。

(1)NTT に対して工事費等の未払い金があったとき

(2)申込書に虚偽の事実の記載があったとき

(3)申込者が FITWeb ヒカリ料金(以下「サービス料金」といいます。)等の支払いを怠るおそれがあるとき

(4)申込者が第 21 条(利用の停止)に該当するとき

(5)当社の業務の遂行上または技術上に著しく困難があるとき

(6)申込に係る FITWeb ヒカリを提供するための FTTH 回線の設置について、NTT の承諾が得られないとき

(7)申込者が当社または FITWeb ヒカリの信用を毀損するおそれがある態様で当該サービスを利用するおそれがあるとき

(8)申込者又はその役員、責任者若しくは実質的に経営権を有する者(以下「その役員等」という。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条

第 2 号に規定する暴力団をいう。)、暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。)、暴力団関係企業・団体若しくはその関係者、総会屋又はその他反社会的勢力(以下これらをまとめて「反社会的勢力」という。)であると当社が認めた場合及び反社会的勢力との間に社会的に非難されるべき関係があると当社が認めたとき

(9)その他(1)から(8)までに類する事項があるとき

2. 前項の規定により、FITWeb ヒカリの利用を承諾しかねる場合は、当社は、申込者に対し、当社所定の方法でその旨を通知します。

#### 第 9 条(ユーザID及びパスワードの管理責任)

契約者は、当社が付与したユーザIDまたはパスワードを第三者に譲渡、若しくは利用させたり、売買、名義変更、質入等することはできません。契約者は、この約款に基づき付与されたユーザID及びパスワードの管理責任を持つものとし、当社に損害を与えることはないものとします。

2. 契約者は、ユーザIDまたはパスワードが窃用され、または窃用される可能性のあることが判明した場合は、直ちに当社にその旨を連絡するとともに、当社から指示がある場合にはこれに従うものとします。

#### 第 10 条(利用契約に基づく権利譲渡の禁止)

契約者は、第 11 条(契約者の地位の承継等)に規定する場合を除き、利用契約に基づいて FITWeb ヒカリの提供を受ける権利を第三者に譲渡することはできません。

#### 第 11 条(契約者の地位の承継等)

契約者である個人(以下この項において「元契約者」といいます。)が死亡したときは、当該個人に係る FITWeb ヒカリ契約は、終了します。ただし、相続開始の日から 2 週間を経過する日までに当社に申出することにより、相続人(相続人が複数あるときは、最初に申し出た相続人)は、引き続き当該契約に係る FITWeb ヒカリの提供を受けることができます。当該申出があったときは、当該相続人は、元契約者の当該契約上の地位(元契約者の当該契約上の債務を含む)を引き継ぐものとします。

2. 契約者である法人の合併により契約者たる地位が承継されたときは、当該地位を承継した法人は、当社に対し、速やかに、承継があった事実を証明する書類を添えてその旨を申し出るものとします。

3. 第 8 条(利用契約の成立)の規定は、第 1 項及び第 2 項の場合について準用します。この場合において、同条中「申込」とあるのは「申出」と、「申込者」とあるのは「相続人」と、「申込書」とあるのは「申出書」とそれぞれ読み替えるものとします。

## 第 12 条(契約者の氏名等の変更)

契約者は、その氏名若しくは名称若しくは住所若しくは居所若しくは当社に届け出た貯金口座自動引き落としのための貯金口座の指定に関する事項、又は当社に届け出たクレジットカードの利用に関する事項に変更があったときは、当社に対し、速やかに、当社所定の方法で、その旨を届け出るものとします。

2.契約者は、前項に定める場合を除き、利用契約の申込書に記載の事項を変更しようとするとき(契約者端末の追加、変更、削除等を行うことを含みます)は、当社に対し、当社所定の方法で、変更事項、変更予定日等を、変更事項に応じ別途定める期日までに届け出るものとします。

## 第 13 条(契約者の義務)

契約者が FITWeb ヒカリを経由して国内外の他のネットワークと通信を行う場合、契約者は経由するすべてのネットワークの規則に従うものとします。特に研究ネットワークは、営利目的として利用しないものとします。

## 第 14 条(第三者の権利侵害の禁止)

契約者は、FITWeb ヒカリを通じて、文章、写真、ソフトウェア等を公開する場合、第三者の著作権、その他の権利を侵害しないものとします。

## 第 4 章 回 線

### 第 15 条(サービス用通信回線)

当社は、光回線を使用して FITWeb ヒカリを提供します。

## 第 5 章 契約者端末

### 第 16 条(契約者端末の設置)

契約者は当社から FITWeb ヒカリの提供を受けるにあたっては、自らの費用で、契約者端末を設置することとします。

2.契約者が使用する契約者端末は、当社が提示する技術的事項に適合する機器とします。ただし、FITWeb ヒカリの種類により個別に当該技術的事項を提示することがあります。

3.FITWeb ヒカリにおける技術的事項は別途定めます。

### 第 17 条(回線終端装置等)

契約者側に設置する回線終端装置等は、当社からレンタルあるいは契約者側で準備します。

2.当社から回線終端装置等をレンタルする場合は、光回線及び当社の回線終端装置等を設置する場所は、契約者が提供します。

3.当社から回線終端装置等をレンタルする場合は、契約者側に設置する当社の回線終端装置等に関して必要となる電気は、契約者が用意します。

4.当社から回線終端装置等をレンタルする場合は、契約者側に設置する当社の回線終端装置等について、契約者は、次のことを遵守するものとします。

(1)当社の承認がある場合を除き、当社の回線終端装置等の変更、分解または破壊をしないこと

(2)当社の回線終端装置等を善良な管理者の注意をもって管理すること  
5.前項の規定に違反して当社の回線終端装置等を亡失または破壊したときの費用は、契約者が負担します。

### 第 18 条(異常が生じた場合の措置)

当社の回線終端装置等が正常に機能しないときは、契約者は、直ちにその旨を当社に通知するものとします。

2.第 1 項の通知があったとき、当社または当社が指定する者がその原因を調査し、当社の回線終端装置等の故障が明らかとなった場合、当社は代替良品を契約者に送付するものとします。ただし、交換設定作業及び故障品の受取人払いによる当社指定場所への返送は契約者が実施します。

3.第 2 項の調査の結果、当社の回線終端装置等に故障がないことが明らかになったときは、契約者は、当社に対し、当該調査に関して要した費用を支払います。

4.第 2 項の調査の結果、当社の回線終端装置等に故障があり、当該故障が契約者の責に帰すべき事由により生じたときは、当該故障の調査及び修理に関して要した費用は、契約者が負担します。

### 第 19 条(契約者の維持責任)

契約者は FITWeb ヒカリの遂行に支障を与えないために、契約者端末を正常に稼働するよう維持するものとします。

2.契約者は、当社が業務の遂行上支障がないと認められた場合を除いて、契約者端末に他の機械、付加物品等を取りつけないものとします。

## 第 6 章 利用の中止及び停止ならびにサービスの廃止

### 第 20 条(利用の中止)

当社は、次の場合には、FITWeb ヒカリの提供を中止することがあります。

(1)サービス用設備の保守上または工事中やむを得ないとき、及び障害等やむを得ない事由があるとき

(2)光回線の通信経路・通信設備等の都合によりサービス用通信回線の使用が不能なとき

(3)当社設備、または当社が接続する他のインターネット事業者等の都合によりサービスの提供が不能なとき

(4)その他(1)から(3)までに類する事項  
2.当社は、前項の規定により FITWeb ヒカリの提供を中止するときは、あらかじめその旨を契約者にお知らせします。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

### 第 21 条(利用の停止)

当社は、契約者が次のいずれかに該当する場合は、FITWeb ヒカリの利用を停止することがあります。

(1)サービス料金等、契約者が約款に基づき、当社に支払うべき料金等をその支払期日を経過してもなお支払わないとき

(2)第 9 条(ユーザID及びパスワードの管理責任)、第 14 条(第三者の権利侵害の禁止)、第 16 条(契約者端末の設置)第 2 項、第 17 条(回線終端装置等)第 4 項、または第 19 条(契約者の維持責任)の規定に違反したとき

(3)違法に、または明らかに公序良俗に反する態様において FITWeb ヒカリを使用したとき

(4)当社が提供するサービスを直接または間接に利用する者の当該利用に対し重大な支障を与える態様において FITWeb ヒカリを使用したとき

(5)その他(1)から(4)までに類する事項のとき

2.当社は、前項の規定により、FITWeb ヒカリの利用を停止するときは、契約者に対し、あらかじめその理由及び期間を通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

3.第 1 項の規定により FITWeb ヒカリの提供が停止された期間のサービス料金は、当該 FITWeb ヒカリの提供があったものとして取り扱うものとします。

### 第 22 条(サービスの廃止)

当社は、都合により FITWeb ヒカリの特定の種類のサービスを廃止することがあります。

2.当社は、前項の規定によりサービスを廃止するときは、契約者に対し廃止する日の 3ヶ月前を目安に書面により、その旨を通知します。

## 第 7 章 利用契約の解除

### 第 23 条(契約者が行う利用契約の解除)

契約者は、当社に対し、当社所定の解約申込書で通知をすることにより、FITWeb ヒカリ契約を解除することができます。この場合において、当該解除の効力は、当社が当月 25 日までに解約申込書を受理した場合、当月末日に生じるものとします。ただし、第 6 条(最低利用期間)の最低利用期間内で利用契約を解除する場合は、第 28 条(最低利用期間内に解除した場合の料金)の料金を適用します。

### 第 24 条(当社が行う利用契約の解除)

当社は、第 21 条(利用の停止)の規定により FITWeb ヒカリの利用を停止された場合において、契約者が当該停止の日から 2か月以内に当該停止の原因となった事由を解消しないときは、その利用契約を解除することがあります。

2.当社は、契約者において手形の不渡りまたは破産申し立て等の理由により債務の履行が困難になったときは、第 21 条(利用の停止)及び前項の規定にかかわらず利用の停止をしないでその利用契約を解除することがあります。

3.当社は、第 1 項及び第 2 項の規定により、利用契約を解除するときは、契約者に対

し、あらかじめ当社所定の方法でその旨を通知します。

## 第 8 章 料金等

### 第 25 条(料金等の適用)

サービス料金は、当社のホームページで公開するとおりとします。

### 第 26 条(料金の計算方法)

次の料金が、発生します。

- ・初期費用
- ・工事費用
- ・月額費用
- ・オプション料金
- ・通話料
- ・ユニバーサルサービス料
- ・機器利用料
- ・解約手数料
- ・変更手数料
- ・消費税
- ・その他

2. FITWeb ヒカリの加入前に、契約者が NTT に依頼した工事費用の分割払い、及び工事費用の割引キャンペーン等による違約金、料金未払い金等の残金がある場合は、当社が、その金額を請求します。

3. 料金には、FITWeb ヒカリの利用に関し、利用申込を承諾した後に光回線の設置等に係る初期費用、サービスを利用するための月額費用及び契約事項の変更があった場合に発生する手数料があります。このうち、初期費用は、利用契約成立の際に一時的に発生する費用です。

4. 料金のうち月額費用については、次のとおりです。

(1) 月額料金とは、契約者が使用する FITWeb ヒカリの種類に応じて定まる基本料金、オプション料金、通話料、ユニバーサルサービス料、機器利用料、消費税の合計した料金です。

(2) 月額料金は、課金開始日(当社が発送する利用開始通知に記載した利用開始日の翌月初日をいいます。)から FITWeb ヒカ리를提供した最後の日までの期間(当該開始の日と当該最後の日が同一の日である場合は、1 日)について発生します。

### 第 27 条(サービスの種類を変更した場合の料金)

サービスの種類を変更(以下「契約変更」といいます。)した場合、契約変更後のサービスが新たに発生したものととして、変更後のサービスに対して手数料を請求します。

### 第 28 条(最低利用期間内に解除した場合の料金等)

FITWeb ヒカ리를第 6 条(最低利用期間)の最低利用期間内に解除した場合のサービス料金の額は、課金開始月から当該最低利用期間の末日までのサービス料金の額とします。

2. 解約時に工事費等の残金がある場合は、その残額となる金額を請求します。

### 第 29 条(料金の支払方法及び支払期日)

契約者は、サービス料金等を当社が指定する方法により支払うものとします。

2. 契約者は、サービス料金等を当社が指定する期日(以下「支払期日」といいます。)までに支払うものとします。

3. 契約者は、サービス料金等を支払期日の到来する順序に従って支払うものとします。

### 第 30 条(割増金)

サービス料金等の支払を不法に免れた契約者は、当社に対し、その免れた金額の 2 倍に相当する金額を割増金として、当社が指定する期日までに支払うものとします。

### 第 31 条(遅延損害金)

契約者は、サービス料金その他の債務の支払を怠ったときは、次項が定める方法により算出した額の遅延損害金を、当社が指定する期日までに支払うものとします。ただし、当該債務がその支払うべきこととされた日の翌日から 10 日以内に支払われたときは、この限りではありません。

2. 遅延損害金の額の計算は、次のとおりとします。

(1) 未払の期間が 30 日以内のとき――  
>未払債務の 100 分の 2 の額

(2) 未払の期間が 30 日を超えるとき――  
>未払債務の 100 分の 2 の額に 31 日目から 30 日までごとに 1000 分の 15 の額を加えた額

### 第 32 条(消費税)

FITWeb ヒカリの料金に加算する消費税相当額は、FITWeb ヒカリ利用時点の税率を適用して計算します。

## 第 9 章 契約者情報の保護

### 第 33 条(契約者情報の保護)

当社は、FITWeb ヒカリの提供に関連して知り得た契約者の情報を、契約者の承認を得た場合、法令に基づき利用、又は提供しなければならない場合を除き、第三者に漏洩しないものとします。

2. 光回線の設置に係り電気通信事業者、及び工事業者に対して、設置工事に必要な情報を提供することを契約者は、あらかじめ承認するものとします。

3. 当社がこのサービス料金等の収納を委託する者に対して、収納に必要な情報を提供することを契約者は、あらかじめ承認するものとします。

4. 電気通信事業者に対して、当該事業者が割引サービス適用判定に利用する場合に限り、当社から当該判定に必要な契約情報を提供することを契約者は、あらかじめ承認するものとします。

## 第 10 章 損害賠償

### 第 34 条(損害賠償の限度)

当社の責めに帰すべき事由により FITWeb ヒカリが全く利用し得ない状態(全く利用し得ない状態と同じ程度の状態を含みます。以下同じとします。)が生じた場合において、当社が当該状態が生じたことを知った時から連続して 24 時間以上の時間(以下

「利用不能時間」といいます。)当該状態が継続したときは、当社は、契約者に対し、利用不能時間を 24 で除した数(小数点以下の端数は、切り捨てます。)に月額料金の 30 分の 1 を乗じて算出した額を、契約者が当社に支払うべきこととなる FITWeb ヒカリの料金から減額することにより契約者の損害を賠償します。

2. 電気通信事業者の提供する電気通信役務、または、国外の電気通信事業者において、その責に帰すべき事由を原因として、FITWeb ヒカリの利用不能状態が生じたことにより契約者が損害を被ったときは、当社は、当該損害を被った契約者に対し、当社が当該電気通信事業者等から受領した損害賠償の額(以下「損害限度額」といいます。)を限度として、損害の賠償をします。

3. 前項の契約者が複数ある場合における当社が賠償すべき損害の額は、当該損害を被った全ての契約者の損害に対し、損害限度額を限度とします。この場合において、契約者の損害の額を合計した額が損害限度額を超えるときは、各契約者に対し支払われることとなる損害賠償の額は、当該契約者の損害の額を当該損害を被った全ての契約者の損害の額を合計した額で除して算出した数を損害限度額に乗じて算出した額となります。

### 第 35 条(免責)

当社は、第 34 条(損害賠償の限度)の場合を除き、契約者が FITWeb ヒカリの利用に関して被った損害については、債務不履行責任、不法行為責任、その他の法律上の責任を問わず、賠償の責任を負いません。ただし、契約者が消費者契約法第 2 条第 1 項に定める「消費者」である場合、かつ当社に故意または重過失がある場合には、この限りではありません。

### 第 36 条(情報の管理)

契約者は、FITWeb ヒカリを利用して受信し、又は送信する情報については、FITWeb ヒカリの設備又は装置の故障によるその消失を防止するための措置を採るものとします。

### 第 37 条(無保証)

当社は、FITWeb ヒカリの可用性、通信速度、及びメール送受信における確実性等、いかなる保証も行わない事とします。FITWeb ヒカリにおいて通信が輻輳したときは、通信・通話ができない場合があります。

## 第 11 章 通信の秘密の保護及び個人情報等の保護

### 第 38 条(通信の秘密の保護)

当社は、FITWeb ヒカリの提供に伴い取り扱う通信の秘密を電気通信事業法第 4 条に基づき保護し FITWeb ヒカリの円滑な提供を確保するために必要な範囲でのみ使用または保存します。

2. 当社は、刑事訴訟法第 218 条(令状による捜索)その他同法の定めに基づく強制の処分が行われた場合には、当該法令及び令

状に定める範囲で前項の守秘義務を負わないものとします。

3.当社は、刑法第37条で定めるところの緊急避難の要件を満たす事案に対し、警察本部等から情報開示を求められた場合には、契約者の生命又は身体の安全を確保するために必要最小限度の範囲内で第1項の守秘義務を負わないものとします。

#### 第39条(個人情報等の保護)

当社は、契約者の営業秘密、または契約者その他の者の個人情報であって第38条(通信の秘密の保護)第1項に規定する通信の秘密に該当しない情報(あわせて以下「個人情報等」といいます。)を契約者本人から直接収集し、または契約者以外の者から間接に知らされた場合には、FITWebヒカリに円滑な提供を確保するために必要な期間中これを保存することができます。

2.当社は、これらの個人情報等を契約者本人以外の者に開示、提供せず、FITWebヒカリの提供のために必要な範囲を越えて利用しないものとします。

3.当社は、刑事訴訟法第218条(令状による捜索)その他同法の定めに基づく強制の処分が行われた場合には、当該法令及び令状に定める範囲で前項の守秘義務を負わないものとします。

4.当社は、刑法第37条で定めるところの緊急避難の要件を満たす事案に対し、警察本部等から情報開示を求められた場合には、契約者の生命又は身体の安全を確保するために必要最小限度の範囲内で第2項の守秘義務を負わないものとします。

## 第12章 雑則

#### 第40条(FITWebヒカリの変更または廃止)

当社はFITWebヒカリのサービスについて全部、または一部を変更・廃止することができます。

2.前項によって契約者に損害または不利益が生じても、何ら責任を負いません。

#### 第41条(専属的合意管轄裁判所)

契約者と当社間で訴訟の必要が生じた場合は、当社本店所在地を所轄とする裁判所を契約者と当社の第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

#### 第42条(協議)

この約款に記載のない実施上必要な細目については、契約者と当社との協議によって定めます。

#### 附 則

この約款は2020年4月1日より効力を発するものとします。

#### 附 則(2022年6月29日)

消費者保護ルールの見直しに関する電気通信事業法施行規則及びガイドライン等の改正に伴い第17条、第18条を改定。本約款は2022年7月1日から適用します。

#### 附 則(2025年2月10日)

IPoE サービス開始に伴い、第2条、第3条、第26条、第34条、第35条を改定。本約款は2025年2月10日から適用します。

#### 【別表1】

##### 1-1. FITWebヒカリの種類

FITWebヒカリの種類について示します。

種類	内容
FITWebヒカリファミリー(個人)	光回線とインターネットサービスプロバイダ(FITWeb)のセットプラン
FITWebヒカリマンション(個人)	同上
FITWebヒカリファミリー(法人)	同上
FITWebヒカリマンション(法人)	同上

##### 1-2. FITWebヒカリ(オプション)

種類	内容
固定IPアドレス1 固定IPアドレス8 固定IPアドレス16 固定IPアドレス32	FITWebヒカリ(法人)の契約者に固定IPアドレスを提供します。提供区域はNTT西日本が提供するフレッツシリーズが利用できる府県とします。

##### 1-3. FITWebヒカリ電話(オプション)

種類	内容
FITWebヒカリ電話	光コラボレーションモデルとして提供するFITWebヒカリのオプションサービス(IP電話)
FITWebヒカリ電話プラス	下記6オプションがセットになったプラン

発信者番号通知サービス	電話に出る前にかけてきた相手の電話番号がわかります。
ナンバー・リクエスト	電話番号を「通知しない」でかけてきた相手に「番号を通知してかけ直すよう」音声で伝えます。
通話中着信サービス	電話中にかかってきた電話とお話できます。
着信転送サービス	かかってきた電話を携帯電話等に転送できます。
迷惑電話拒否サービス	しつこい電話をシャットアウトします。
着信お知らせメール	着信情報を、指定のメールアドレスに通知します。

#### 【別表2】

##### 2-1. FITWebヒカリ電話

FITWebヒカリ電話は次の制限等があります。

項番	内容
1	FITWebヒカリ電話のみの契約は受付していません。FITWebヒカリの契約も必須です。
2	停電時は、利用できません。
3	一部かけられない番号があります。
4	一部利用できないサービスがあります。
5	一部利用できない電話機等があります。

##### 2-2. 電話番号の継続利用

電話番号の継続利用は次の制限等があります。

項番	内容
1	FITWebヒカリ電話の契約時、解約後、引越し等があった場合、利用中の電話番号が利用継続できない場合があります。
2	FITWebヒカリ電話の解約後、基本的に電話番号の継続利用はできません。
3	利用中の電話番号をそのまま利用する(以下「番号ポータビリティ」といいます。)場合は、加入電話の利用休止または契約解除の手続き等が必要です。加入電話等の休止には、別途NTTの利用休止工事費がかかります。番号ポータビリティは、利用できない場合があります。

#### 【初期契約解除制度について】

本サービスは「初期契約解除制度」の対象です。ただし、法人契約は対象外です。

・契約者は、当社が発行する「FITWebご契約内容のご案内」を受領した日から起算して8日を経過するまでの間、書面により当該契約の解除が可能です。この効力は書面を郵送した時に生じます。

・初期契約解除の申し出により、損害賠償もしくは違約金が、請求されることはありません。

ただし、契約解除までに利用したサービス利用料、付随する有料オプションサービス利用料、工事費用、契約手数料は、請求されます。

#### <注意事項>

・工事(開通や転用工事等)の取り消しが出来ない場合があります。

・解除前の状態に戻せない場合があります。また変更前の状態に戻すための工事が必要となり、その工事には期間を要し有償となることもあります。

・電話番号が変更になる場合があります。

#### <書面の記載内容、および送付宛先>

記載内容:①ユーザIDまたはお客さまID ②契約者名 ③住所 ④ご利用サービス

⑤平日昼間の連絡先電話番号 ⑥初期契約解除の依頼の申し出文

送付宛先:〒930-0004富山市桜橋通り3-1 北電情報システムサービス株式会社 FITWebインフォメーションセンター 宛て